

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
7月25日（月）	危機管理政策課	088-621-2713	永戸・南部
	農林水産政策課	088-621-2385	七條

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和4年7月25日（月）19:15～19:30
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：政策監，政策監補，危機管理環境部副部長，各部局主管課長など計21名
- 4 協議概要：県内における「死亡野生いのしし」の「豚熱（CSF）」感染確認について

■畜産振興課からの説明

- ・本日、県内では初めて「死亡野生いのしし」の豚熱感染が確認された。
- ・通報から豚熱感染の確認まで、国が定める「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき対応を行っているところ。
- ・「死亡野生いのしし」は徳島市において、7月20日に発見されたものであり、農林水産省・動物衛生課と「確定検査」について協議を行い、
- ・先週末の7月22日に国の確定検査実施機関である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門」に検査検体を送付、本日、同検査機関における確定検査により、豚熱の感染が確認された。
- ・本県は、「飼育豚及び飼育いのしし」への「ワクチン接種区域」であることから、飼育されている「豚・いのしし」の「移動搬出制限区域」は設定せず、移動を制限しない。また「消毒ポイント」も設置しない。
- ・今後の対応として、養豚場における発生予防対策の徹底、野生いのししにおける「まん延防止対策」の徹底、相談窓口の設置及び県民や養豚場関係者等への正確な情報提供に努める。

■安全衛生課からの説明

- ・県内3ヶ所の「と畜場」で1日約900頭の搬入処理を行っている。
- ・県内「と畜場」に対し、異常豚が確認された場合には直ちに通報するよう指導するとともに、食肉衛生検査所においては、と畜検査時における異常の有無について確認の徹底に努めることとしている。
- ・県内の野生鳥獣処理施設に対し、捕獲場所の確認の徹底や異常が認められた場合には、保健所または家畜保健衛生所へ連絡するよう、指示を行う。
- ・愛玩動物への対策として、動物愛護管理センターから動物取扱業者への注意喚起、飼育者への啓発などの対応を図ることとしている。
- ・県ホームページ等で、食肉の安全性を周知し、風評被害の防止に努める。

■政策監から次のとおり各部局に指示

- ・「発生予防対策の徹底」について、県内畜産業を守るため、全「養豚場」における「消毒」や「野生動物侵入防止対策」など「衛生管理」を徹底するとともに、食肉処理施設を始め、関連施設における「汚染防止対策」や「食肉検査」を徹底すること。
- ・「野生いのしし」における「まん延防止対策の徹底」について、感染地域を拡大させないため、「県猟友会」など関係者に対して、発生地点を中心とした「半径10km」の「感染確認区域」における「野生いのししの捕獲強化」や「捕獲後の持ち出し制限」を要請し、検査による「監視体制」を強化すること。
- ・養豚関係者や県民の皆様の不安払拭を図るため、「相談窓口」を直ちに設置するとともに、広く周知を行い、豚熱は人には感染しないことや、仮に食べたとしても、人には影響ないという「豚肉・いのしし肉」の安全性に関する、正確な情報提供を行うこと。
- ・「死亡野生いのしし」を発見した際の対応について、県民の皆様にご協力いただくようお願いすること。
- ・以上の対策に必要な経費については、「危機管理調整費」を活用し、早急に対策を実施すること。